

【表紙】**【提出書類】** 有価証券報告書**【提出先】** 関東財務局長**【提出日】** 平成25年11月14日**【計算期間】** 第3期(自 平成24年8月18日 至 平成25年8月19日)**【ファンド名】** いちよし・インベスコ 中小型成長株オープン
(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)**【発行者名】** インベスコ投信投資顧問株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹**【本店の所在の場所】** 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階**【事務連絡者氏名】** 森下 泰幸**【連絡場所】** 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階**【電話番号】** (03) 6447-3086**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	わが国の金融商品取引所に上場されている中小型株式（上場予定を含みます。以下同じです。）を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。
---------	---

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

③ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	
	資産複合	

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

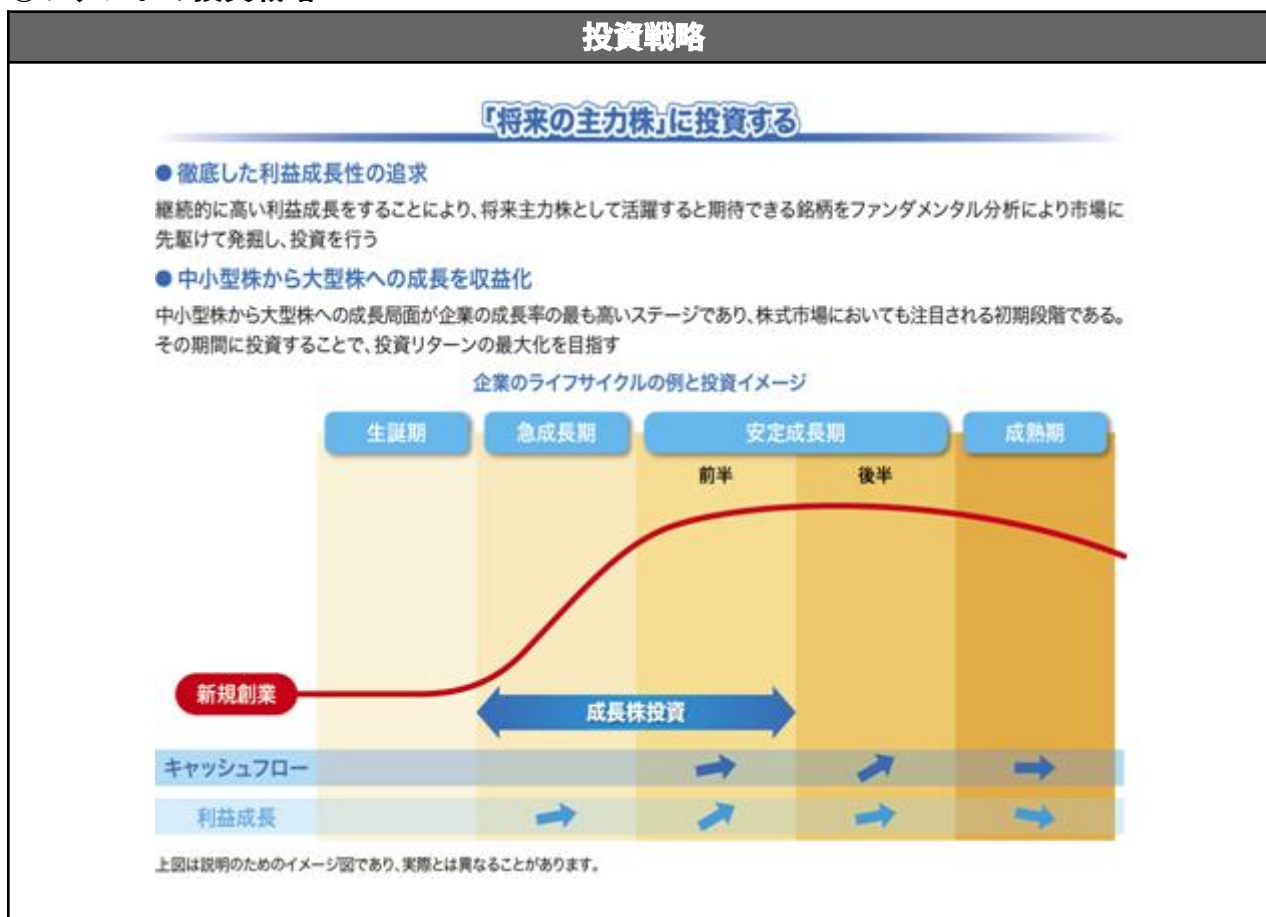
属性区分項目			属性区分の定義
投資対象 資産	株式		目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性)		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券）		
	資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象 地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	

＊ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

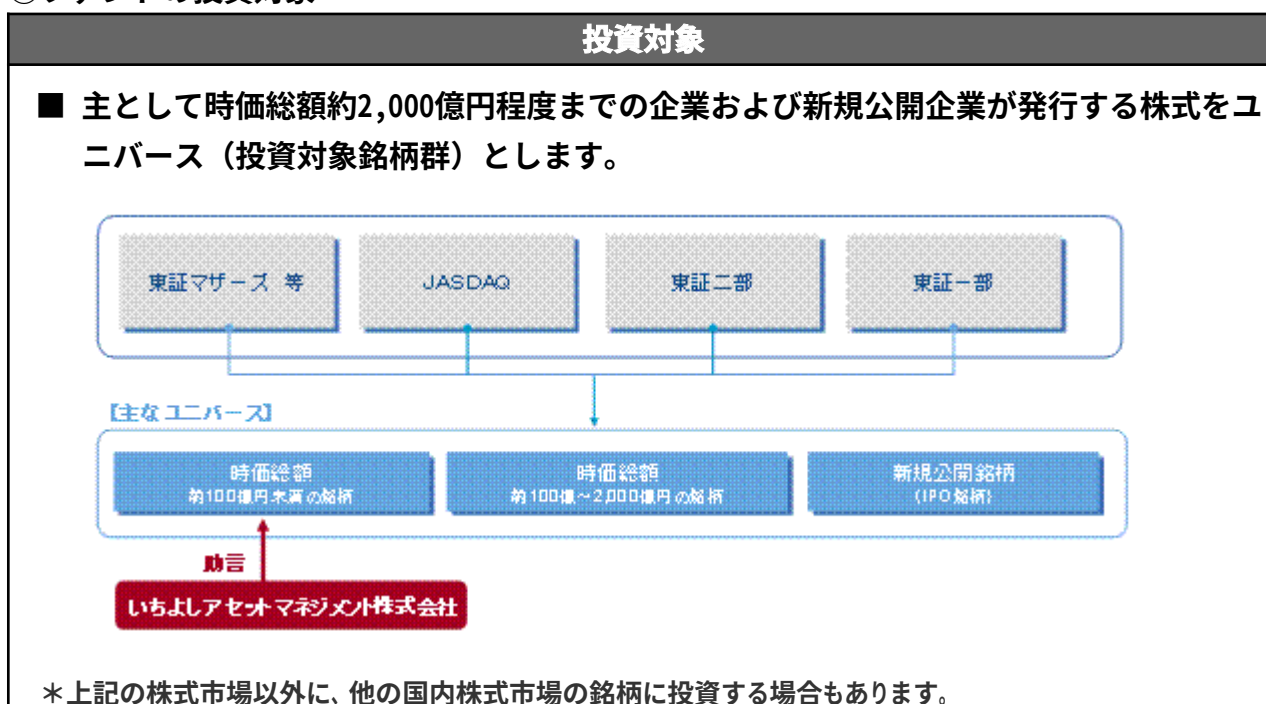
④ファンドの特色

1.	主として、わが国の金融商品取引所に上場されている中小型株式に投資を行います。
2.	わが国の新興市場（JASDAQ市場、東証マザーズ等）上場銘柄に加え、他の市場に上場されている銘柄の中から、高い利益成長が見込まれる企業の株式に投資を行います。
3.	ボトムアップ・アプローチにより、継続的に高い利益成長が見込まれる企業の株式を発掘し、成長性を勘案した株価の割安度などを考慮して、ポートフォリオを構築します。
4.	いちよしアセットマネジメント株式会社との投資顧問契約に基づき、時価総額が約100億円未満の企業の株式に関する投資助言を受けます。

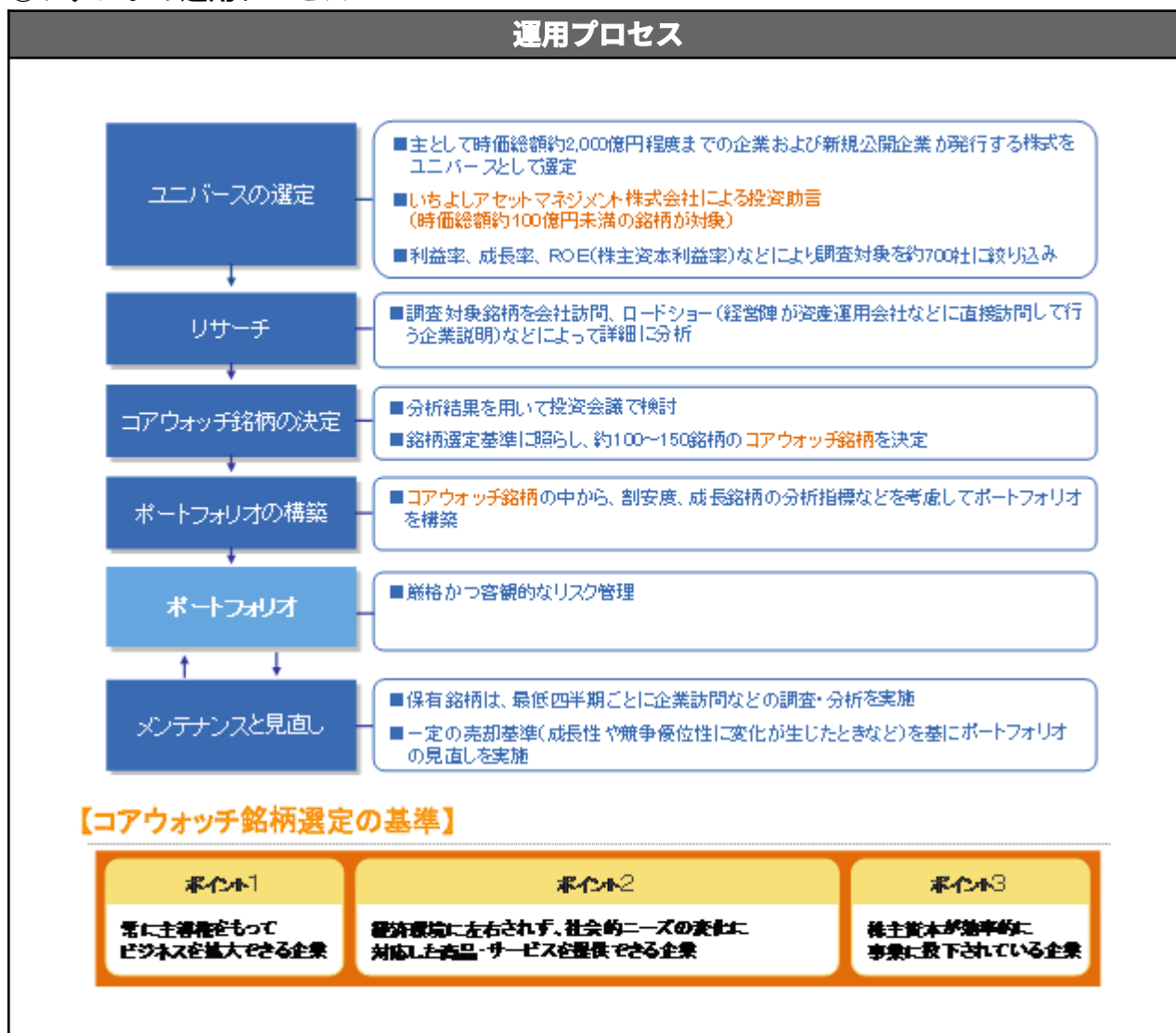
⑤ ファンドの投資戦略



⑥ ファンドの投資対象



⑦ファンドの運用プロセス



◆ファンドの運用プロセス等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

*当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年8月16日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
------------	--------------------

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会 社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三井住友信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する 契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。

[次へ](#)

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）		
資本金	4,000百万円（平成25年9月30日現在）		
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併		
大株主の状況	（平成25年9月30日現在）		
	名称	住所	所有株式数
	インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	英国ロンドン市フィンズバリースクウェア30番地EC2A 1AG	40,000株
			所有比率
			100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資態度	・主として、わが国の金融商品取引所に上場されている中小型株式に投資を行います。 ・わが国の新興市場（JASDAQ市場、東証マザーズ等）上場銘柄に加え、他の市場に上場されている銘柄の中から、高い利益成長が見込まれる企業の株式に投資を行います。 ・ボトムアップ・アプローチにより、継続的に高い利益成長が見込まれる企業の株式を発掘し、成長性を勘案した株価の割安度などを考慮して、ポートフォリオを構築します。 ・いちよしアセットマネジメント株式会社との投資顧問契約に基づき、時価総額が約100億円未満の企業の株式に関する投資助言を受けます。 ・株式の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。 ・非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

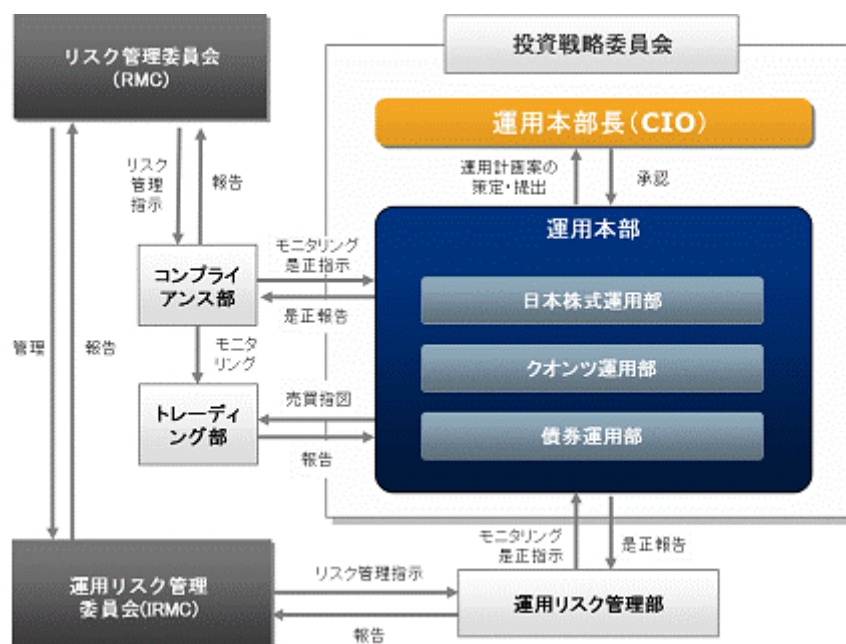
投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	a. 有価証券 b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条から第25条までに定めるものに限ります。） c. 約束手形 d. 金銭債権
投資対象とする資産の種類（特定資産以外の資産）	a. 為替手形

投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 a. 株券または新株引受権証券 b. 国債証券 c. 地方債証券 d. 特別の法律により法人の発行する債券 e. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。） g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。） h. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） i. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。） j. コマーシャル・ペーパー k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a. から k. までの証券または証書の性質を有するもの m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。） n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。） p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。） q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。） r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。） t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
--------------------	--

	u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの v. 外国の者に対する権利で前u.の有価証券の性質を有するもの
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a. 預金 b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c. コール・ローン d. 手形割引市場において売買される手形 e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの f. 外国の者に対する権利で前e.の権利の性質を有するもの ＊前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制の概要



運用に関する組織	・ファンドは、運用本部の日本株式運用部によって運用されます。当該運用部は、運用に関する調査・分析、投資判断などを行い、ポートフォリオを構築します。 ・トレーディング部は、運用本部から売買の指図を受け、発注を行います。
内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・運用リスク管理部（3名程度）は、ファンドの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果を運用本部にフィードバックするとともに、運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（5名程度）は、運用リスク管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ＊「3 投資リスク (2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、平成25年9月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

ファンドの決算日	年1回の8月17日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金の支払い	a. 「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 b. 「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。）に支払います。 ＊「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
----------------	---

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

①信託約款上の投資制限

株式への投資制限 （運用の基本方針）	株式への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資制限 （運用の基本方針）	外貨建資産への投資は行いません。
新株引受権証券などへの投資制限 （第16条第4項）	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限 （第20条第1項）	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限 （第20条第2項）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限 （第21条）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債^{※1}への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※1 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。

投資信託証券への投資制限 （第16条第5項）	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信用取引の指図 （第22条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
先物取引等の運用指図 （第23条）	・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じです。）。 —わが国の金融商品取引所^{※2}における有価証券先物取引 —わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 —わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 —委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券にかかる上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ※2 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図 （第24条）	・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。

金利先渡し取引の運用指図（第25条）	・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことの指図をすることができます。 ・金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第26条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
資金の借入れ（第32条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、国内の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

①基準価額の主な変動要因

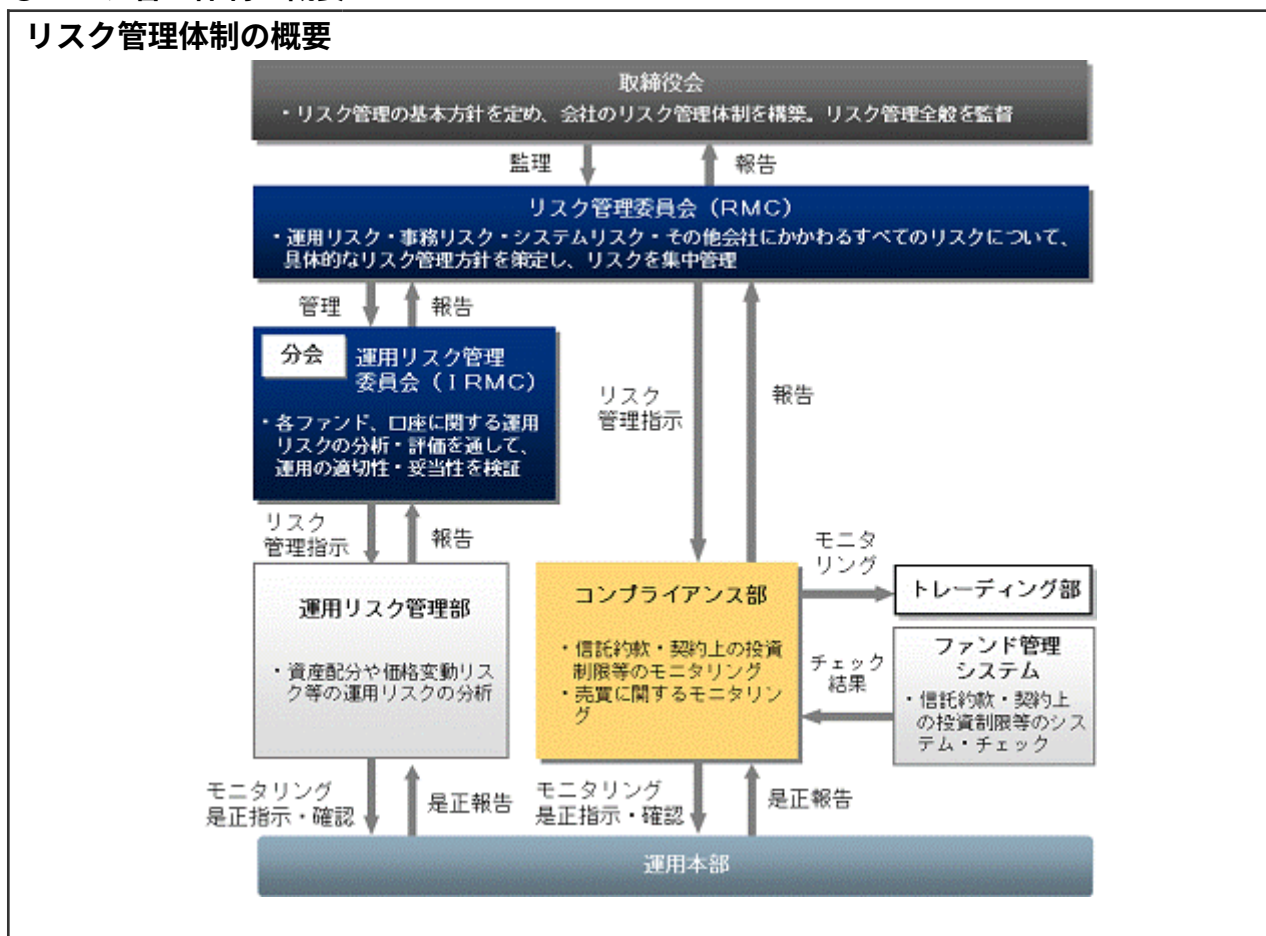
株価の変動リスク (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
中小型株式への投資リスク	中小型株式は、大型株式と比較して、相対的に発行企業が小規模もしくは新興企業になります。また、一般的に業績変化率が高いことから、株価が大きく変動し、組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落することがあります。
流動性リスク	流動性や市場性が低い有価証券について、期待される価格や希望する数量で売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。

②基準価額のその他の変動要因等

分配金に関する留意点	分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
換金資金手当によるリスク	短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

(2)投資リスクに対する管理体制

①リスク管理体制の概要



リスク管理委員会 (RMC)	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会 (IRMC)	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

②関係部署の役割

運用リスク管理部	資産配分や価格変動リスクなどの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果をIRMCに報告します。
コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じて運用部門へ是正を指示し、是正状況を確認します。

◆上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入時手数料^{※1}は、購入口数、購入金額^{※2}または購入代金^{※3}などに応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜き3.00%）^{※4}以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。 ※4 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、3.24%（税抜き3.00%）以内となります。
分配金の再投資にかかる手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

※「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率1.8375%（税抜き1.75%）※を乗じて得た額とします。 ※平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率1.89%（税抜き1.75%）となります。				
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。				
	配分 （年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計
		0.90%	0.80%	0.05%	1.75%
支払方法	毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。				

(4) 【その他の手数料等】 ＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸経費

該当する費用	・組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物取引やオプション取引等に要する費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

②その他諸費用

該当する費用	・ 監査費用 ・ 法律顧問および税務顧問への報酬 ・ 受益権の管理事務等に関連する費用 ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用		
計算方法等	<table><tr><td>その他諸費用 上限固定率</td></tr><tr><td>純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）※</td></tr></table> ・ 委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）※相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 ※平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率0.108%（税抜き0.10%）となります。	その他諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）※
その他諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）※			
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 <table border="1" data-bbox="507 669 1409 898"> <tr> <td>平成25年12月31日まで</td><td>10.147% (所得税7.147%および地方税3%)</td></tr> <tr> <td>平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td></tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税5%)</td></tr> </table> ・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することも可能です。	平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税3%)	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)	平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税3%)						
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)						
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)						
解約金および償還金に対する課税	・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 <table border="1" data-bbox="507 1140 1409 1368"> <tr> <td>平成25年12月31日まで</td><td>10.147% (所得税7.147%および地方税3%)</td></tr> <tr> <td>平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td></tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税5%)</td></tr> </table> ・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。	平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税3%)	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)	平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税3%)						
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)						
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)						
損益通算について	・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 ・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。						

◇少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

平成26年1月1日より、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が最長5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、日本国内居住の満20歳以上の方で、販売会社で非課税

口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。	
	平成25年12月31日まで	7.147%
	平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
	平成50年1月1日以降	15%
	・ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。	
益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されます。	

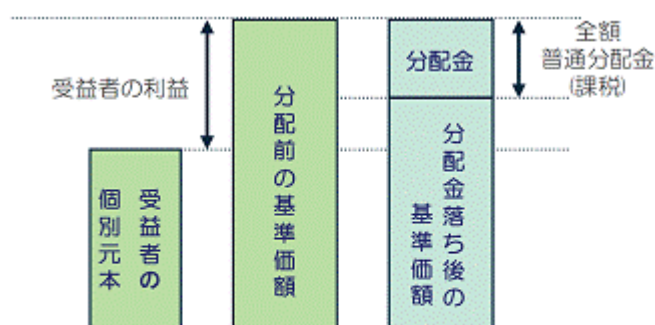
◇個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が元本払戻金(特別分配金)[※]を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

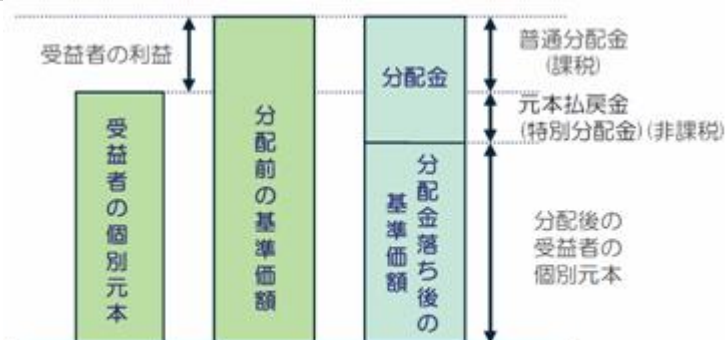
◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

普通分配金

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

◆上記は、平成25年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成25年 9月30日現在）

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,563,464,700	96.58
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		196,886,983	3.41
合 計(純資産総額)		5,760,351,683	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】（平成25年 9月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	コロプラ	情報・通信業	104,400	1,146.66	119,712,000	2,300.00	240,120,000	4.16
2	日本	株式	カカクコム	サービス業	101,700	1,955.00	198,823,500	2,289.00	232,791,300	4.04
3	日本	株式	前田工繊	その他製品	153,800	973.00	149,647,400	1,283.00	197,325,400	3.42
4	日本	株式	あい ホールディングス	卸売業	168,400	874.00	147,181,600	1,169.00	196,859,600	3.41
5	日本	株式	トプコン	精密機器	128,200	1,296.25	166,180,099	1,524.00	195,376,800	3.39
6	日本	株式	古河機械金属	非鉄金属	849,000	204.00	173,196,000	223.00	189,327,000	3.28
7	日本	株式	イリソ電子工業	電気機器	42,700	2,900.00	123,830,000	3,960.00	169,092,000	2.93
8	日本	株式	エンプラス	電気機器	26,400	8,090.00	213,576,000	6,220.00	164,208,000	2.85
9	日本	株式	オープンハウス	不動産業	64,600	2,144.63	138,543,580	2,343.00	151,357,800	2.62
10	日本	株式	サンフロンティア不動産	不動産業	116,300	1,007.61	117,186,120	1,263.00	146,886,900	2.54
11	日本	株式	スターティア	卸売業	106,100	1,192.00	126,471,200	1,359.00	144,189,900	2.50
12	日本	株式	ネクソン	情報・通信業	113,300	1,048.00	118,738,400	1,196.00	135,506,800	2.35
13	日本	株式	ピーシーデポコーポレーション	小売業	178,300	416.00	74,172,800	729.00	129,980,700	2.25
14	日本	株式	東祥	サービス業	89,600	1,231.00	110,297,600	1,430.00	128,128,000	2.22
15	日本	株式	朝日インテック	精密機器	19,600	5,740.00	112,504,000	6,430.00	126,028,000	2.18
16	日本	株式	アイレップ	サービス業	224,800	525.50	118,132,400	550.00	123,640,000	2.14
17	日本	株式	リブセンス	サービス業	24,000	4,355.00	104,520,000	5,150.00	123,600,000	2.14
18	日本	株式	常和ホールディングス	不動産業	42,200	2,588.00	109,213,600	2,912.00	122,886,400	2.13
19	日本	株式	ハーモニック・ドライブ・システムズ	機械	58,800	1,905.00	112,014,000	2,028.00	119,246,400	2.07

20	日本	株式	ソースネクスト	情報・通信業	131,600	572.50	75,341,000	898.00	118,176,800	2.05
21	日本	株式	光通信	情報・通信業	19,100	6,130.00	117,083,000	6,170.00	117,847,000	2.04
22	日本	株式	ワコム	電気機器	123,700	867.00	107,247,900	939.00	116,154,300	2.01
23	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	41,500	2,116.00	87,814,000	2,765.00	114,747,500	1.99
24	日本	株式	Jトラスト	その他金融業	64,400	1,942.00	125,064,800	1,758.00	113,215,200	1.96
25	日本	株式	オンコセラピー・サイエンス	医薬品	260,000	375.13	97,534,975	416.00	108,160,000	1.87
26	日本	株式	タカラレーベン	不動産業	307,600	371.00	114,119,600	336.00	103,353,600	1.79
27	日本	株式	日本トリム	電気機器	16,700	5,534.43	92,425,015	6,000.00	100,200,000	1.73
28	日本	株式	ダイセキ	サービス業	55,200	1,753.00	96,765,600	1,807.00	99,746,400	1.73
29	日本	株式	エスアールジータカミヤ	サービス業	101,200	750.00	75,900,000	935.00	94,622,000	1.64
30	日本	株式	森下仁丹	医薬品	102,000	834.70	85,140,007	921.00	93,942,000	1.63

種類別および業種別投資比率

種 類	業 種	投資比率(%)
株式	サービス業	19.48
	情報・通信業	13.36
	電気機器	11.15
	不動産業	10.73
	卸売業	5.92
	小売業	5.86
	精密機器	5.57
	機械	5.25
	医薬品	4.51
	その他製品	4.40
	非鉄金属	3.28
	その他金融業	3.18
	建設業	1.60
	証券、商品先物取引業	1.27
	化学	0.95
合 計		96.58

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間(平成23年8月17日現在)	15,505	15,505	1.0838	1.0838
第2期計算期間(平成24年8月17日現在)	8,478	8,478	0.9646	0.9646
第3期計算期間(平成25年8月19日現在)	5,386	5,386	1.7460	1.7460
平成24年9月末日	7,495	—	0.9762	—
平成24年10月末日	7,147	—	0.9921	—
平成24年11月末日	6,842	—	1.0069	—
平成24年12月末日	6,685	—	1.0372	—
平成25年1月末日	6,891	—	1.1873	—
平成25年2月末日	6,229	—	1.2704	—
平成25年3月末日	6,203	—	1.5387	—
平成25年4月末日	6,972	—	1.8107	—
平成25年5月末日	6,264	—	1.7503	—

平成25年6月末日	5,486	—	1.6804	—
平成25年7月末日	5,321	—	1.7439	—
平成25年8月末日	5,204	—	1.7186	—
平成25年9月末日	5,760	—	1.9864	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間	8.38
第2期計算期間	△11.00
第3期計算期間	81.01

(注1)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	16,250,621,220	1,944,243,559
第2期計算期間	2,827,977,790	8,344,848,997
第3期計算期間	495,426,953	6,199,875,691

(注1)設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

(2013 年9月 30 日現在)

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（設定来）



* 基準価額、分配金再投資後基準価額は 1 万口当たり、信託報酬控除後のものです。

* 分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	19,864 円
純資産総額	5,760 百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
1 カ月	15.6%
3 カ月	18.2%
6 カ月	29.1%
1 年	103.5%
3 年	91.4%
5 年	-
設定来	98.6%

* 期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1 万口当たり)

決算期	2011 年 8 月	2012 年 8 月	2013 年 8 月	設定来累計
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円

主要な資産の状況

■資産配分

	純資産比
株式	96.6%
キャッシュ等	3.4%

銘柄数	54
-----	----

■組入上位 5 業種

	業種	純資産比
1	サービス業	19.5%
2	情報・通信業	13.4%
3	電気機器	11.2%
4	不動産業	10.7%
5	卸売業	5.9%

■組入上位 10 銘柄

	銘柄名	業種	純資産比
1	コロプラ	情報・通信業	4.2%
2	カカココム	サービス業	4.0%
3	前田工機	その他製品	3.4%
4	あい ホールディングス	卸売業	3.4%
5	トプコン	精密機器	3.4%
6	古河機械金属	非鉄金属	3.3%
7	イリソ電子工業	電気機器	2.9%
8	エンブラス	電気機器	2.9%
9	オープンハウス	不動産業	2.6%
10	サンフロンティア不動産	不動産業	2.5%

* 業種は東証 33 分類に基づいています。

年間収益率の推移



* ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

* 2010 年はファンドの設定日（2010 年 8 月 16 日）から年末まで、2013 年は 9 月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の2コースがあります。 ＊「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜き3.00%）以内[※]の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、3.24%（税抜き3.00%）以内となります。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
---------------------	--

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者[※]に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者となります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の計算方法 $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$				
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「いちよし成長」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ投信投資顧問株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/				
主な投資資産の評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">投資資産</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式</td><td>原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。</td></tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	株式	原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。
投資資産	評価方法				
株式	原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。				

(2) 【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	--

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	平成22年8月16日から平成32年8月17日までとします。 なお、信託契約の一部解約などにより、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	--

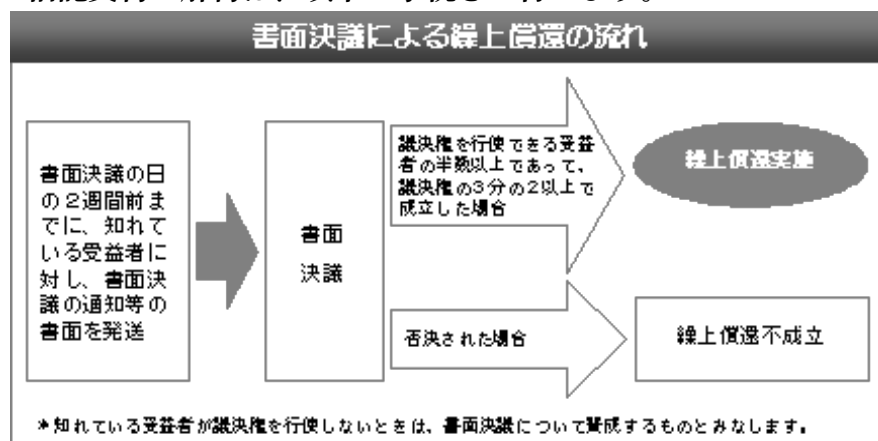
(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年8月18日から翌年8月17日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	--

(5) 【その他】

繰上償還

- ・委託会社は、信託契約の一部解約などにより、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



- *上記の手続きは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- *上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- *委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更等	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合[※]を行うことができます。 ※投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じです。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は当「信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。 ・その内容が重大なものおよび併合（以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）は、以下の手続きで行います。 重大な信託約款の変更等の流れ 書面決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面決議の通知等の書面を送付 書面決議 議決権を行使できる受益者の半数以上であって、議決権の3分の2以上で成立した場合 約款変更実施 否決された場合 約款変更不成立 ※知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。 ※書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 ※上記の手続きは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。 ※ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。 ※委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。 買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、受益者に対し送付する書面決議の通知書面に付記します。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。

運用報告書	委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金 （解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
反対者の買取請求権	委託会社が、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成24年8月18日から平成25年8月19日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

いちよし・インベスコ 中小型成長株オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成24年8月17日現在)	第3期 (平成25年8月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	385,988,310	323,301,017
株式	8,161,766,720	5,174,424,800
未収入金	102,094,252	35,257,454
未収配当金	18,753,600	6,632,925
未収利息	528	265
流動資産合計	8,668,603,410	5,539,616,461
資産合計	8,668,603,410	5,539,616,461
負債の部		
流動負債		
未払金	3,681,348	63,309,375
未払解約金	77,975,956	32,729,796
未払受託者報酬	3,093,979	1,605,141
未払委託者報酬	105,195,211	54,574,681
その他未払費用	626,062	958,996
流動負債合計	190,572,556	153,177,989
負債合計	190,572,556	153,177,989
純資産の部		
元本等		
元本	8,789,506,454	3,085,057,716
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△311,475,600	2,301,380,756
（分配準備積立金）	—	1,769,810,234
元本等合計	8,478,030,854	5,386,438,472
純資産合計	8,478,030,854	5,386,438,472
負債純資産合計	8,668,603,410	5,539,616,461

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 平成23年 8 月18日 至 平成24年 8 月17日	第3期 自 平成24年 8 月18日 至 平成25年 8 月19日
営業収益		
受取配当金	224,473,130	108,365,304
受取利息	345,561	127,369
有価証券売買等損益	△1,515,350,022	3,831,736,643
その他収益	7,577	3,123,871
営業収益合計	△1,290,523,754	3,943,353,187
営業費用		
受託者報酬	7,281,975	3,489,727
委託者報酬	247,586,814	118,650,671
その他費用	1,252,124	1,917,992
営業費用合計	256,120,913	124,058,390
営業利益又は営業損失（△）	△1,546,644,667	3,819,294,797
経常利益又は経常損失（△）	△1,546,644,667	3,819,294,797
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,546,644,667	3,819,294,797
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△538,790,882	1,687,608,401
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,199,555,881	△311,475,600
剰余金増加額又は欠損金減少額	161,352,298	481,169,960
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	150,682,295
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	161,352,298	330,487,665
剰余金減少額又は欠損金増加額	664,529,994	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	664,529,994	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△311,475,600	2,301,380,756

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成25年8月17日が休日のため、信託約款第35条第2項により、当計算期間末日を平成25年8月19日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 (平成24年8月17日現在)		第3期 (平成25年8月19日現在)	
1.期首元本額	14,306,377,661円	1.期首元本額	8,789,506,454円
期中追加設定元本額	2,827,977,790円	期中追加設定元本額	495,426,953円
期中解約元本額	8,344,848,997円	期中解約元本額	6,199,875,691円
2.計算期間末日における受益権の総数	8,789,506,454口	2.計算期間末日における受益権の総数	3,085,057,716口
3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は311,475,600円であります。		3.元本の欠損	_____

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 平成23年8月18日 至 平成24年8月17日	第3期 自 平成24年8月18日 至 平成25年8月19日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,128,744円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は2,128,744円(1万口当たり2.42円)ですが、分配を行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(59,578,254円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,710,231,980円)、信託約款に規定される収益調整金(531,570,522円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は2,301,380,756円(1万口当たり7,459.74円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融資産は、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている中小型株式であります。 わが国の金融商品取引所に上場されている中小型株式は、株価の変動リスク、流動性リスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第2期 (平成24年8月17日現在)	第3期 (平成25年8月19日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第2期 (平成24年8月17日現在)	第3期 (平成25年8月19日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
株 式	△498,538,843	1,158,933,684
合 計	△498,538,843	1,158,933,684

(デリバティブ取引等に関する注記)

第2期 (平成24年8月17日現在)	第3期 (平成25年8月19日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 平成23年8月18日 至 平成24年8月17日	第3期 自 平成24年8月18日 至 平成25年8月19日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第2期 (平成24年8月17日現在)	第3期 (平成25年8月19日現在)
1口当たり純資産額 0.9646円 (1万口当たり純資産額 9,646円)	1口当たり純資産額 1.7460円 (1万口当たり純資産額 17,460円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

(平成25年8月19日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	ショーボンドホールディングス	33,000	3,915.00	129,195,000	
	クミアイ化学工業	96,000	599.00	57,504,000	
	藤森工業	17,300	3,345.00	57,868,500	
	森下仁丹	71,000	830.00	58,930,000	
	日本ケミカルリサーチ	32,200	1,930.00	62,146,000	
	オンコセラピー・サイエンス	406	201,500.00	81,809,000	
	メドレックス	18,300	2,595.00	47,488,500	
	ペプチドリーム	5,500	8,130.00	44,715,000	
	古河機械金属	870,000	204.00	177,480,000	
	ハーモニック・ドライブ・システムズ	58,800	1,905.00	112,014,000	
	タダノ	107,000	1,429.00	152,903,000	
	新晃工業	74,900	865.00	64,788,500	
	ワコム	143,300	867.00	124,241,100	
	日本トリム	7,950	11,070.00	88,006,500	
	日本マイクロニクス	94,600	505.00	47,773,000	
	イリソ電子工業	42,700	2,900.00	123,830,000	
	日本セラミック	65,600	1,228.00	80,556,800	

エンプラス	28,900	8,090.00	233,801,000
トプコン	107,100	1,290.00	138,159,000
朝日インテック	21,000	5,740.00	120,540,000
前田工繊	159,500	973.00	155,193,500
フルヤ金属	17,400	3,000.00	52,200,000
ネクソン	113,300	1,048.00	118,738,400
コロプラ	34,800	3,440.00	119,712,000
モバイルクリエイト	20,200	2,900.00	58,580,000
ソフトマックス	6,700	3,730.00	24,991,000
ブロードリーフ	42,700	1,749.00	74,682,300
ソースネクスト	65,800	1,145.00	75,341,000
エイベックス・グループ・ホールディングス	59,700	2,832.00	169,070,400
光通信	19,100	6,130.00	117,083,000
あい ホールディングス	183,400	874.00	160,291,600
スターティア	106,100	1,192.00	126,471,200
スタートトゥデイ	89,400	2,116.00	189,170,400
ネクステージ	6,700	1,680.00	11,256,000
VTホールディングス	79,100	1,123.00	88,829,300
ピーシーデポコーポレーション	1,783	41,600.00	74,172,800
マネースクウェア・ジャパン	223	330,000.00	73,590,000
全国保証	23,500	3,950.00	92,825,000
Jトラスト	64,400	1,942.00	125,064,800
イー・ギャランティ	14,800	2,205.00	32,634,000
常和ホールディングス	44,100	2,588.00	114,130,800
タカラレーベン	333,200	371.00	123,617,200
サンフロンティア不動産	430	88,100.00	37,883,000
アイレップ	112,400	1,051.00	118,132,400
カカクコム	60,200	3,910.00	235,382,000
日本ケアサプライ	10	69,300.00	693,000
エスアールジータカミヤ	101,200	750.00	75,900,000
アミューズ	27,700	2,205.00	61,078,500
サイバーエージェント	396	221,700.00	87,793,200
リブセンス	24,000	4,355.00	104,520,000
アサンテ	57,300	913.00	52,314,900
東祥	89,600	1,231.00	110,297,600
ダイセキ	62,200	1,753.00	109,036,600
合計	3,916,898		5,174,424,800

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年9月30日現在）

I 資産総額	5,890,928,363 円
II 負債総額	130,576,680 円
III 純資産総額(I － II)	5,760,351,683 円
IV 発行済数量	2,899,838,642 口
V 1 単位当たり純資産額(III／IV)	1.9864 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 ＊委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

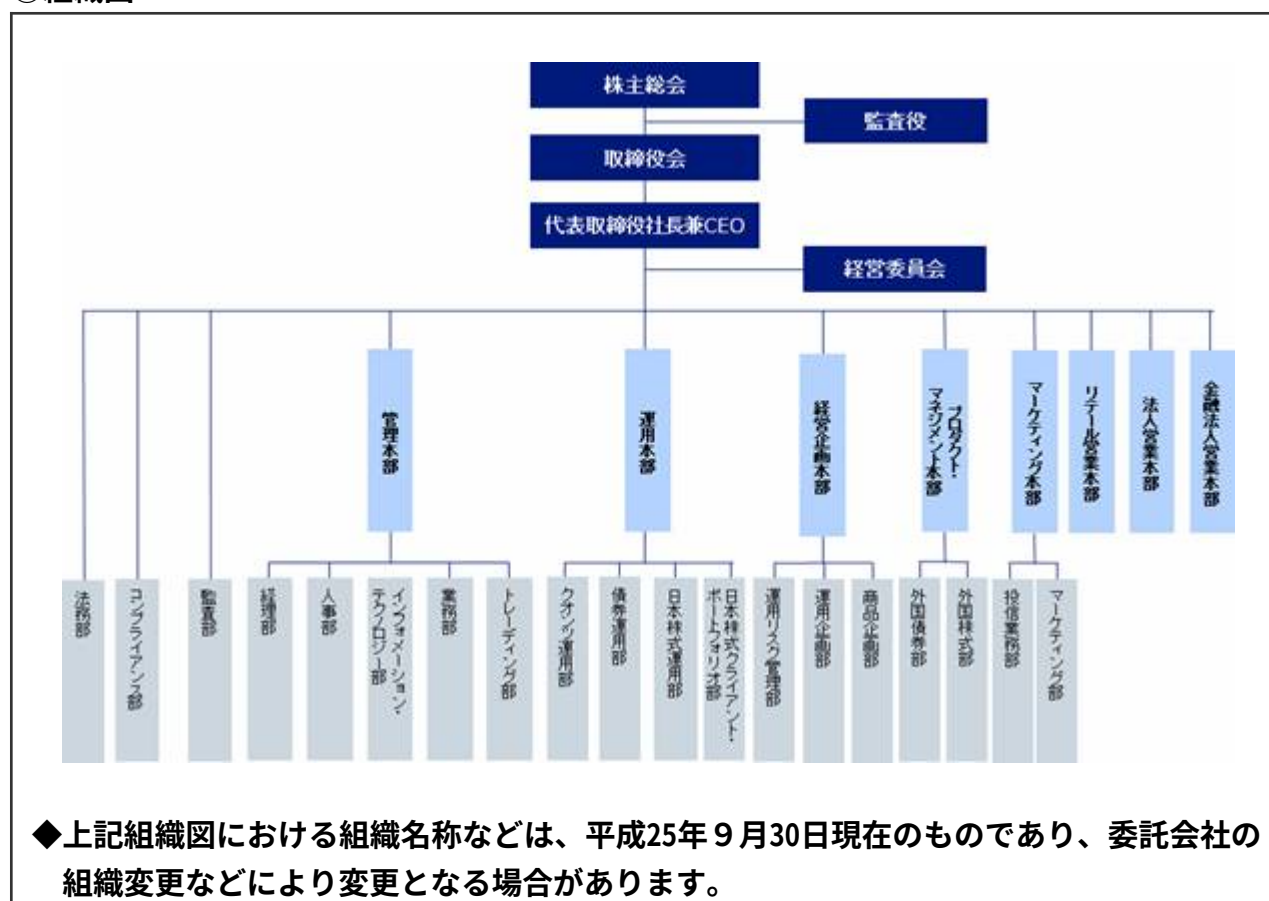
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年9月30日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近5カ年における主 な資本金の額の増減	- 平成22年6月15日付で、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。 - 平成23年7月6日付で、資本金の額は3,000百万円から4,000百万円に増加。

(2) 委託会社等の機構

①組織図



②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として月次で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、月次で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。		
運用する投資信託財産 の合計純資産総額	(平成25年9月30日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	65	468,912
	公社債投資信託	1	2,276
	合 計	66	471,188
＊ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。			

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		1,541,296		1,650,823
前払費用		49,463		56,937
未収入金		206,492		233,768
未収委託者報酬		461,845		394,497
未収運用受託報酬		396,891		602,964
未収投資助言報酬		417		2,241
繰延税金資産		—		159,222
その他の流動資産		5,020		12,368
流動資産計		2,661,426		3,112,823
固定資産				
有形固定資産※1				
建物附属設備	227,003		195,606	
器具備品	102,444		90,366	
建設仮勘定	1,251	330,699	—	285,973
無形固定資産				
ソフトウェア	31,159		30,766	
電話加入権	3,972		3,972	
のれん	455,858		430,880	
顧客関連資産	2,443,612	2,934,602	2,309,716	2,775,334
投資その他の資産				
投資有価証券	470		531	
差入保証金	252,084		234,976	
繰延税金資産	—		37,977	
その他の投資	10,463		10,018	
貸倒引当金	△7,400	255,618	△8,600	274,903
固定資産計		3,520,921		3,336,211
資産合計		6,182,347		6,449,034

(単位：千円)

科目	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		142,830		41,790
未払金				
未払償還金	42,139		41,181	
未払手数料	194,317		130,522	
その他の未払金	127,783	364,240	282,034	453,739
未払費用		312,226		252,754
未払法人税等		17,012		37,790
未払消費税等		70,931		35,815
賞与引当金		118,468		127,527
その他の流動負債		15,494		14,573
流動負債計		1,041,204		963,991
固定負債				
退職給付引当金		483,734		553,089
役員退職慰労引当金		47,224		66,358
資産除去債務		64,067		64,291
固定負債計		595,026		683,738
負債合計		1,636,230		1,647,730
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953		1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	△860,855		△605,728	
利益剰余金合計		△860,855		△605,728
株主資本合計		4,546,097		4,801,225
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		18		79
評価・換算差額等合計		18		79
純資産合計		4,546,116		4,801,304
負債・純資産合計		6,182,347		6,449,034

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		2,376,754		1,997,441
運用受託報酬		1,734,123		1,922,146
投資助言報酬		3,983		9,828
その他営業収益		1,348,609		1,903,423
営業収益計		5,463,471		5,832,841
営業費用				
支払手数料		982,312		763,405
広告宣伝費		1,622		30,442
公告費		775		1,155
調査費				
調査費	253,140		240,341	
委託調査費	587,956		578,841	
図書費	3,225	844,322	2,830	822,012
委託計算費		183,222		183,073
営業雑経費				
通信費	25,593		22,180	
印刷費	37,802		35,813	
協会費	7,678		8,627	
その他営業雑経費	—	71,074	39	66,660
営業費用計		2,083,328		1,866,749
一般管理費				
給料				
役員報酬	350,719		297,445	
給料・手当	1,437,656		1,395,741	
賞与	486,657	2,275,033	439,624	2,132,811
交際費		9,085		10,860
寄付金		5,931		1,000
旅費交通費		81,834		68,629
租税公課		32,135		30,817
不動産賃借料		269,530		267,269
退職給付費用		159,871		180,537
役員退職慰労引当金繰入額		13,650		19,133
賞与引当金繰入額		118,468		127,527
減価償却費		205,326		228,001
福利厚生費		196,643		196,641
諸経費		608,863		610,141
一般管理費計		3,976,372		3,873,370
営業利益又は営業損失（△）		△596,230		92,720

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息		163		122
保険配当金		3,811		2,926
時効成立分配金償還金		14,350		—
雑益		1,703		91
営業外収益計		20,029		3,139
営業外費用				
支払利息		10,684		—
為替換算差損		273		11,667
雑損		768		1,032
営業外費用計		11,726		12,700
経常利益又は経常損失（△）		△587,927		83,160
特別損失				
本社移転費用		258,890		—
貸倒引当金繰入額		7,400		1,200
その他		2,838		—
特別損失計		269,128		1,200
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△857,055		81,960
法人税、住民税及び事業税		3,800		24,032
法人税等調整額		—		△197,199
法人税等計		3,800		△173,167
当期純利益又は当期純損失（△）		△860,855		255,127

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
	金額	金額
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,000,000	4,000,000
当期変動額		
新株の発行	1,000,000	—
当期変動額合計	1,000,000	—
当期末残高	4,000,000	4,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	980,511	1,406,953
当期変動額		
資本準備金の取崩	△573,558	—
新株の発行	1,000,000	—
当期変動額合計	426,442	—
当期末残高	1,406,953	1,406,953
その他資本剰余金		
当期首残高	117,810	—
当期変動額		
資本準備金の取崩	573,558	—
欠損填補	△691,369	—
当期変動額合計	△117,810	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	1,098,322	1,406,953
当期変動額		
欠損填補	△691,369	—
新株の発行	1,000,000	—
当期変動額合計	308,632	—
当期末残高	1,406,953	1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△691,369	△860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△860,855	255,127
当期変動額合計	△169,486	255,127
当期末残高	△860,855	△605,728
利益剰余金合計		
当期首残高	△691,369	△860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	—
当期純利益または当期純損失 (△)	△860,855	255,127
当期変動額合計	△169,486	255,127
当期末残高	△860,855	△605,728

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	金額	金額
株主資本合計		
当期首残高	3,406,953	4,546,097
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△860,855	255,127
当期変動額合計	1,139,145	255,127
当期末残高	4,546,097	4,801,225
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△159	60
当期変動額合計	△159	60
当期末残高	18	79
評価・換算差額等合計		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△159	60
当期変動額合計	△159	60
当期末残高	18	79
純資産合計		
当期首残高	3,407,131	4,546,116
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△860,855	255,127
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△159	60
当期変動額合計	1,138,984	255,187
当期末残高	4,546,116	4,801,304

（重要な会計方針）**1. 有価証券の評価基準及び評価方法**

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法**（1）有形固定資産**

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15～24年

器具備品 4～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

また、平成24年3月31日以前に取得した有形固定資産についても、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これは、同一の使用環境下にある有形固定資産の減価償却の方法を統一することで、より適正な期間配分を図るために行うものです。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準**（1）貸倒引当金**

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	67,154千円	112,884千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	20,000	20,000	—	40,000

（変動事由の概要）

平成23年6月28日の取締役会決議による新株の発行 20,000株

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	—	—	40,000

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	207,226千円	207,226千円
1年超	708,025千円	500,798千円
合計	915,251千円	708,025千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,541,296	1,541,296	—
(2)未収入金	206,492	206,492	—
(3)未収委託者報酬	461,845	461,845	—
(4)未収運用受託報酬	396,891	396,891	—
(5)未収投資助言報酬	417	417	—
(6)投資有価証券 その他有価証券	470	470	—
資産計	2,607,413	2,607,413	—
(1)未払償還金	(42,139)	(42,139)	—
(2)未払手数料	(194,317)	(194,317)	—
(3)その他の未払金	(127,783)	(127,783)	—
負債計	(364,240)	(364,240)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,650,823	1,650,823	—
(2)未収入金	233,768	233,768	—
(3)未収委託者報酬	394,497	394,497	—
(4)未収運用受託報酬	602,964	602,964	—
(5)未収投資助言報酬	2,241	2,241	—
(6)投資有価証券 その他有価証券	531	531	—
資産計	2,884,826	2,884,826	—
(1)未払償還金	(41,181)	(41,181)	—
(2)未払手数料	(130,522)	(130,522)	—
(3)その他の未払金	(282,034)	(282,034)	—
負債計	(453,739)	(453,739)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

負債

(1)未払償還金 (2)未払手数料 (3)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	1,541,296	—	—
(2)未収入金	206,492	—	—
(3)未収委託者報酬	461,845	—	—
(4)未収運用受託報酬	396,891	—	—
(5)未収投資助言報酬	417	—	—
合計	2,606,942	—	—

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	1,650,823	—	—
(2)未収入金	233,768	—	—
(3)未収委託者報酬	394,497	—	—
(4)未収運用受託報酬	602,964	—	—
(5)未収投資助言報酬	2,241	—	—
合計	2,884,295	—	—

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	452	470	18
小計	452	470	18
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	452	470	18

当事業年度（平成25年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	452	531	79
小計	452	531	79
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	452	531	79

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務（千円）	483,734	553,089
退職給付引当金（千円）	483,734	553,089

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
勤務費用（千円）	159,871	180,537
退職給付費用（千円）	159,871	180,537

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
繰延税金資産		
(1)流動資産		
賞与引当金	42,222	48,473
未払費用	28,757	14,558
未払退職金	802	13,324
株式報酬費用	28,182	6,122
その他	3,082	1,437
繰越欠損金	-	75,305
計	103,047	159,222
(2)固定資産		
退職給付引当金	172,403	197,121
役員退職給付引当金	16,830	23,650
資産調整勘定	106,828	75,954
資産除去債務	22,833	22,913
その他	5,550	4,975
繰越欠損金	1,114,161	1,065,791
繰延税金負債（固定）との相殺	△20,995	△16,663
計	1,417,611	1,373,743
繰延税金資産小計	1,520,659	1,532,965
評価性引当額	△1,520,659	△1,335,765
繰延税金資産合計	-	197,199
繰延税金負債		
(1)固定負債		
資産除去債務	△20,995	△16,663
繰延税金資産（固定）との相殺	20,995	16,663
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	-	197,199

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成24年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	81.6%
住民税均等割等	4.6%
のれん償却額	11.5%
評価性引当額の増減額	△336.2%
その他	△10.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△211.2%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	50,754千円	64,067千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	63,974千円	-
見積額変更による減少額（注1）	△7,230千円	-
その他	24,821千円	-
有形固定資産の除去に伴う取崩額	△68,876千円	-
時の経過による調整額	622千円	223千円
期末残高	64,067千円	64,291千円

（注1）前事業年度において、将来発生すると見込まれる除去費用が、固定資産取得時における見積額と相違することが明らかになったことから、見積額変更による減少額7,230千円を資産除去債務から減算しております。

（セグメント情報等）**[セグメント情報]**

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報**（１）売上高**

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,230,735	1,360,768	469,356	25,855	3,086,716

（注1）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,102,416

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,539,735	1,896,165	375,834	23,663	3,835,399

(注 1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注 2) 売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,600,703

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco UK Ltd. (注)	30 Finsbury Square, London, UK	147,231千英ポンド	投資顧問業	なし	共通一般管理費の管理 資金の援助	支払利息	5,205	その他の未払金	—
							借入金の返済	1,000,000	短期借入金	
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ltd. (注)	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千英ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	株主割当増資	2,000,000	—	—
親会社の子会社	Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc.	599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA	750千米ドル	不動産投資・管理業務	なし	サービスフィーの受取と支払、一般管理費の立替	支払利息	5,479	その他の未払金	—
							借入金の返済	500,000	短期借入金	—
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,102,416	未収入金	97,251

(注 1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注 2) Invesco UK Ltd.およびInvesco Asset Management Ltd.は、平成24年7月31日にInvescoUK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。

(注 3) 支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注 4) 株主割当増資につきましては、普通株式を一株あたり100,000円で発行しております。

(注 5) 親会社の子会社からの資金の借入れについては、平成23年6月に返済を行いました。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	Invesco Asset Management Ltd. (注)	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千 英ポンド	投資顧問 業	なし	投資顧問契約の 再委任等	再委任投資顧問料の支払	278,879	その他の未 払金	72,876
親会社 の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229 米ドル	投資顧問 業	なし	投資顧問契約の 再委任等	その他営業収益の受取	1,600,703	未収入金	40,894

(注 1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注 2) Invesco Asset Management Ltd.は、平成24年7月31日にInvesco UK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。ただし、取引金額は通年のものを記載しております。

(注 3) その他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holding Company Ltd.（非上場、持株会社）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
1株当たり純資産額 113,652円91銭	1株当たり純資産額 120,032円60銭
1株当たり当期純損失金額 △24,769円97銭	1株当たり当期純利益金額 6,378円18銭

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (千円)	△860,855	255,127
普通株式に係る当期純利益又は当期 純損失金額(△) (千円)	△860,855	255,127
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
期中平均株式数(株)	34,754	40,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	a. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 b. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 c. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 d. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 e. 上記c. およびd. に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
------------------------------------	--

5 【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成25年３月31日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成25年３月31日現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。									
再信託受託会社の概要	<table><tr><td>名称</td><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td></tr><tr><td>資本金</td><td>51,000百万円(平成25年3月31日現在)</td></tr><tr><td>事業の内容</td><td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td></tr><tr><td>再信託の目的</td><td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td></tr></table>		名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	資本金	51,000百万円(平成25年3月31日現在)	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。	再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社									
資本金	51,000百万円(平成25年3月31日現在)									
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。									
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。									

販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
------	---

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成24年11月14日	有価証券届出書
平成24年11月14日	有価証券報告書
平成25年5月15日	半期報告書
平成25年5月15日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年10月16日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよし・インベスコ 中小型成長株オープンの前24年8月18日から平成25年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし・インベスコ 中小型成長株オープンの平成25年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年5月31日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	鴨下 裕嗣
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。